

競技用靴に関する規程
(WA:C2.1A Athletic Shoe Regulations)

2022年1月1日制定
2026年1月1日施行
2026年4月20日一部改訂

特定用語の定義

本規程で使用される単語および語句は、WA 憲章および一般定義で定められているものと同義とする。
以下のものは、次の意味を有する。

適用対象者 (Applicable Persons)

インテグリティ行動規範 (Integrity Code of Conduct) の規則 1 に定める者。

承認シューズ (Approved Shoe)

本規程で特段の定めがない限り、以下のいずれかに該当する陸上競技用シューズ。

- i. 2016年1月1日以前に着用され、付属書2の表に定める最大ソール厚（靴底の厚さ）の要件を満たすとみなされるシューズ。
- ii. 2022年1月1日より前に有効であった競技規則 (Technical Rules) TR.5に基づき、CEO（またはその指名者）によって承認された市販シューズ。
- iii. 2022年1月1日から本規程の発効日までの間に、現行規程に基づき承認された市販シューズ、または開発用シューズ。
- iv. 本規程の要件を満たし、CEO（またはその指名者）によって承認された市販シューズ、または開発用シューズ。

ただし、過去のいかなる時点においても、いかなる理由であれ承認シューズリストから削除された陸上競技用シューズは除く。

競技者用カスタマイズ (Athlete Customisations)

本規程6条に基づき競技者向けに調整された、開発用シューズを除く承認シューズ。

陸上競技用シューズ (Athletic Shoe)

別段の定めがない限り、トラック競技、フィールド競技、道路競技、クロスカントリー競技、マウンテンレース競技、およびトレイルレース競技で使用される陸上競技用シューズ。

競技者代理人 (Athletes' Representatives)

競技者代理人規則 (WA:C5.1 Athletes' Representatives Rules) に定める意味を有する者。

市販シューズ (Available Shoe)

本規程に基づく承認シューズであり、付属書 3（随時改訂される）に定める入手可能性の要件および手続を満たすシューズ。

招集所（コールルーム）（Call Room）

競技直前に競技者が集合し、競技エリアに入る前に待機する部屋または場所。

最高責任者（またはその指名者）（Chief Executive Officer<CEO>（or their nominee））

WA の最高責任者または最高責任者により指名された者。

開発用シューズ（Development Shoe）

販売することを目的としておらず、これまでに販売されたことのない陸上競技用シューズで、シューズメーカーが市場投入に向けて開発中のもの。販売前に当該メーカーとスポンサー契約をしている、または支援関係にある競技者の同意を得て、安全性および性能に関するテストを行っているシューズ。

懲戒担当者（Disciplinary Officer）

WA の懲戒責任者（またはそれと同等の者）として活動するために、CEO によって随時任命される者。その代理を務める者も含む。

競技エリア（Field of Play）

競技後を含む、競技者が競技に参加・実施するエリア（競技場外で行われる競技の場合はコース）を意味し、ポストイベントエリア、競技者が表彰される場合は表彰台と表彰台までの導線、ミックスゾーン、記者会見場、メダルセレモニーやウイニングランが行われる場所を含む。

独立機関（Independent Body）

CEO（またはその指名者）により指名され、本規程 10 条および付属書 1 に定める機能を遂行する適格な専門機関、研究所、または組織。

承認シューズリスト（List of Approved Athletic Shoes）

WA によって承認され、ワールドランキングコンペティション（WRk 競技会）で着用できる市販シューズおよび開発用シューズのリスト。但し、開発用シューズはワールド・アスレティックス・シリーズ大会（World Athletics Series Events）では着用できない。リストは WA により定期的に更新され、以下のサイトに掲載される。<https://certcheck.worldathletics.org>

矯正装具（Orthotics）

競技者の足のバイオメカニクス的問題またはその他の医学的問題を矯正するために、承認シューズの中に挿入される処方医療装具。

シューズコントロール (Shoe Control)

本規程 12 条に基づき、シューズが承認シューズであるか確認する手続。

シューズ申告 (Shoe Declaration)

本規程 12 条に基づき、競技者が競技で着用予定の承認シューズまたは開発用シューズを申告・確認する手続。

シューズコントロール・オフィサー (Shoe Control Officer)」

審判長、審判員、その他の競技役員、またはシューズコントロールの実施を目的として指名された権限者、ならびにシューズコントロールにおいて陸上競技用シューズの識別確認のみを行うために指名された者。

シューズメーカー (Shoe Manufacturer)

WRk 競技会で着用される、または着用予定の陸上競技用シューズの製造業者。

未承認シューズ (Unapproved Shoe)

本規程またはそれ以前の規程に基づいて承認されていない陸上競技用シューズ、あるいは何らかの理由により承認シューズリストから削除された陸上競技用シューズ、または特定の種目や競技での着用が承認されていない、または承認されたことがない陸上競技用シューズ。

ウォームアップエリア (Warm-Up Area)

競技者が競技前にウォームミーングアップ、トレーニング、準備を行うための指定された区域。

WRk 競技会 (World Rankings Competitions)

1. WA が開催または認可する競技会:

- (a) ワールド・アスレティックス・シリーズ大会 (WAS) および世界陸上アルティメット選手権大会
- (b) オリンピック競技大会
- (c) 複数エリアからの参加者による総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会 (競技会規則 (CR) および競技規則 (TR) の適用と遵守を条件とする)
- (d) 招待競技会、サーキットとラベルロードレース
- (e) 複数エリアからの参加者による国際競技会

2. エリア陸連が開催または認可する競技会

- (a) エリア選手権 (すべての種別・種目)
- (b) エリア内選手権
- (c) 単一のエリアからの参加者に限定された総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
- (d) 一日開催の大会、サーキットとラベルロードレース

- (e) 国際対抗競技会（単一エリアからの参加者に限る）
- 3. 加盟団体（各国陸連）が開催または認可する競技会:
 - (a) 各加盟団体選手権大会（世界陸上競技選手権大会および世界室内陸上競技選手権大会に含まれる種目）
 - (b) WA の競技会規則（CR）および競技規則（TR）に準拠して開催され、WA によって定められた条件に従い、承認の期限内に申請書が提出され承認を受けた、加盟団体が特定するその他の国内大会
- 4. 各 WRk 競技会は、以下のグローバルカレンダーに掲載される。
<https://worldathletics.org/competition/calendar-results>

1. 概要（Overview）

- 1.1 本規程は、WA 憲章 4.1 条(a)、(c)、(d)、(e)および TR5.2.2 の目的を実現するために、陸上競技用シューズが承認シューズとして認められるために満たすべき要件を定義し、さらに WRk 競技会で着用される陸上競技用シューズとしてWAに承認申請を行うための要件と手続を定めるものである。
- 1.2 本規程は特定の制限を加えたり要件を損なったりすることなく、以下の原則のバランスを保つことを目指している。
 - 1.2.1 陸上競技における競技の公平性の確保。
 - 1.2.2 高いレベルの肉体的・精神的負担が課せられる競技者の健康と安全（傷害予防を含む）を確保する対策。
 - 1.2.3 陸上競技におけるパフォーマンス（記録を含む）は、陸上競技用シューズの技術やその進歩を踏まえつつも、人間の努力が技術に優先するという原則に基づき、有意義な競技が成立する。
 - 1.2.4 競技者が高品質、革新的、先進的な陸上競技用シューズで競技したいとの希望。
- 1.3 本規程 1.2 項に定める原則は、本規程全般に反映され、WA による陸上競技用シューズの審査にのみ基づくものである。本規程は、陸上競技用シューズに関する技術やその他の継続的な進化を反映するため、随時見直され、修正される。

2. 目的

- 2.1 本規程の目的は以下の通りである。
 - 2.1.1 透明性があり、客観的で、実行可能、かつ公正な一連の要件および手続を確立する。
 - 2.1.2 WRk 競技会で着用可能な陸上競技用シューズの承認に必要な行動、承認手続に要する時間、承認基準、ならびに申請と意思決定のプロセスと手続を明確にする。
 - 2.1.3 当該プロセスおよび手続に関与するすべての対象者が、インテグリティ行動規範（WA:D1.1 the Integrity Code of Conduct）を遵守していることを確認する。

3. 適用

- 3.1 本規程は以下に対して適用する。
- 3.1.1 すべての WRk 競技会。
 - 3.1.2 WRk 競技会に出場するすべての競技者。
 - 3.1.3 WA 役員、エリア陸連役員、スタッフを含むすべての関係者。
- 3.2 上記に加え、
- 3.2.1 WRk 競技会に出場する競技者は、本規程を遵守し、尊重しなければならない。
 - 3.2.2 各加盟団体も本規程を遵守しなければならない。
 - 3.2.3 競技者が本規程に基づく情報の提出、承認申請、またはその他の行為を行うために競技者代理人を任命した場合、競技者代理人も本規程を遵守しなければならない。但し、競技者代理人の任命によって、当該競技者自身の本規程遵守義務が免除されるものではない。
- 3.3 本規程（疑義を避けるため付言すれば、附属書 2 の「陸上競技用シューズ ソールの厚さ表」および規程 8 条に定める要件を含む）は、砲丸投、円盤投、ハンマー投、クロスカン トリー競走、ならびにマウンテンレース・トレイルレースにおいて着用される陸上競技用シューズには適用されない。従って、これらの種目で着用される陸上競技用シューズは、必ずしも承認シューズリストに掲載されていない場合がある。
- ただし、本規程 3.3 項で言及されている種目で着用される陸上競技用シューズには、いかなる種類のセンシング技術やインテリジェント技術が組み込まれてはならない。なお、この規定は、TR 6.4.4 に基づき競技者が個人的に携行または装着する心拍計、速度・距離モニター、ストライドセンサーの使用を妨げるものではない。

4. 陸上競技用シューズ (Athletic Shoes)

- 4.1 陸上競技用シューズの主な目的は、足を保護し、安定を確保し、地面でのグリップを確実にすることである。WRk 競技会で競技者が着用するすべての陸上競技用シューズは、承認シューズでなければならない。本規程 8 条に定める制限や技術要件を満たしていないシューズは、本規程 5 条に基づき非適合とされ、未承認シューズとみなされ、WRk 競技会で着用することはできない。また、競技者は WRk 競技会で着用する陸上競技用シューズのシューズコントロールを受けられるよう、モデル番号により明確に識別できるようにしておかなければならない。

5. 陸上競技用シューズの承認 (Approval of Athletic Shoes)

- 5.1 CEO（またはその指名者）が特別に認めない限り、競技者が WRk 競技会において着用するすべての陸上競技用シューズは、本規程に基づく承認シューズでなければならない。また、本規程の発効日以降に承認申請される陸上競技用シューズは、附属書 1 に定める手続に従って承認されなければならない。
- 5.2 CEO（またはその指名者）は、承認シューズリストへの掲載を希望する陸上競技用シューズの審査、ならびにシューズメーカーからの承認シューズリスト管理上の変更申請に係る手数料を、前年度の 11 月に世界スポーツ用品工業連盟（WFSGI : World Federation of the

Sporting Goods Industry) と協議の上、設定する。手数料は年間に承認されると見込まれる数に応じて、適切な水準に設定され、減額されることもある。シューズメーカーが陸上競技用シューズを承認済リストへ掲載することを希望する場合は、WA が定める期日までに所定の手数料を支払わなければならない。当該期日までに所定の手数料が支払われなかった場合、WA は当該陸上競技用シューズを承認シューズリストから削除し、未払い手数料が全額支払われるまでの間、当該シューズメーカーによる新たな陸上競技用シューズの承認申請を拒否することができる。

6. 競技者用カスタマイズおよび矯正用具 (Athlete Customisations and Orthotics)

- 6.1 本規程 6.2 項および 6.3 項に従い、シューズメーカーは市販シューズに対する競技者用カスタマイズの許可について、WA に申請を行うことができる。競技者用カスタマイズは WA の承認を受けた場合、または本規程 6 に従う場合に限り、認められる。カスタマイズの許可は以下の条件を満たす場合に限り付与される。
 - 6.1.1 医療上の理由に基づくものであること。
 - 6.1.2 ソールの構造およびソールの厚さに対するカスタマイズは、本規程 8.4.4 項に定める最大ソール厚の上限を超えていないこと。
 - 6.1.3 いかなる種類のセンシング技術やインテリジェント技術が組み込まれていないこと。
 - 6.1.4 本規程 8 条で定義される剛性構造の追加、または除去する提案は認められないこと。
 - 6.1.5 市販シューズに対するカスタマイズの提案は、医学的理由に対応するために必要な範囲に限定され、かつ、当該カスタマイズの内容が明確に記載された、適切な資格を有する医療専門家 (例：医師) による証明資料が添付されていること。
- 6.2 競技者が矯正装具の使用を医学的に必要とする場合、承認シューズに取り外し可能な中敷き (インナーソール)、または靴の中に挿入する矯正装具、あるいは取り外し可能なヒールリフト、ヒールキャップ (例：跳躍用シューズ) を追加して装着する許可を WA に対して申請しなければならない。申請にあたっては、WA が必要と判断する医療証明を添付し、当該装具等の使用可否について審査を受けるものとする。申請が承認された場合、競技者は WRk 競技会に当該装具等の使用許可を証明する承認通知書を常時携帯し、競技会主催者、シューズコントロール・オフィサー、または審判長から求められた場合には提示しなければならない。WA は当該装具等の使用が医学的に不要であると合理的に判断した場合、その使用承認を取り消す権利を有する。尚、矯正装具 (含、インナーソール)、取り外し可能なヒールリフトまたはヒールキャップは、本規程 8.4.4 項で定める最大ソール厚の測定には含まれない。
- 6.3 以下の変更は競技者用カスタマイズとは見なされず、事前の書面承認を必要とせず、以下の条件のもとで認められる。
 - 6.3.1 市販シューズのアッパーを、別の市販シューズのアッパーに交換すること。ただし、競技者が当該カスタマイズシューズ着用する少なくとも 7 日前までに、競技者またはシューズメーカーは WA へ通知し、以下の情報を提出しなければならない。
 - ・ソールとアッパーがどのシューズから取り外されたものか

- ・カスタマイズされたシューズの識別用固有コード／ラベル番号
- ・シューズ側面およびソール面の写真
- ・当該シューズの着用予定競技者名

提出された写真には競技者名が明記され、承認シューズリストに記載される。このようにカスタマイズされた市販シューズは、明確に識別できなければならない。即ち、カスタマイズされたシューズの識別固有コード／ラベル番号がなければならず、アッパーまたはソールが取り外された元のシューズの名前があってははならない。明確に識別できない場合、当該シューズは非適合となり未承認シューズとなる。

- 6.3.2 市販シューズに対し、靴ひも、取り外し可能な靴の補強具、ストラップ（例：投てき用シューズ）を追加または取り外すこと。但し、これらの変更によっても承認シューズリストに掲載された外観上の識別が損なわれることがあってはならない。
- 6.3.3 承認シューズの色の変更、ロゴの位置や大きさの変更、または競技者がシューズにテープングをすること（例：投てき用シューズの外側テープ）。
- 6.4 カスタマイズされたシューズは、本規程 11 条に基づいて購入可能にする必要はない。但し、カスタマイズの基準となる標準モデルは市販シューズでなければならない。
- 6.5 本規程 6.3 項に定める変更は、開発用シューズには適用できない。

7. 開発用シューズ (Development Shoes)

- 7.1 開発用シューズは、ワールド・アスレティックス・シリーズ、オリンピック競技大会、および世界陸上アルティメット選手権大会では着用できない。
- 7.2 開発用シューズは、付属書 1 にある手続に従い事前に書面による承認を受け、かつ本規程 7.3 項に従い、承認シューズリストに掲載されていれば、すべての WRk 競技会で着用できる。
- 7.3 開発用シューズとして承認された場合、承認シューズリストに掲載された日から起算して最大 12 ヶ月間、WRk 競技会で着用が認められる。着用は当該リストに記載された 12 ヶ月間に限られる。
- 7.4 開発用シューズは、本規程 11 条に基づいて、購入可能にする必要はない。
- 7.5 シューズメーカーが、承認シューズリストに掲載されている開発用シューズに対して何らかの変更を加えることを提案する場合、付属書 4 に定める手順に従わなければならない。

8. 陸上競技用シューズの技術要件 (Technical Requirements for Athletic Shoes)

- 8.1 CEO（またはその指名者）が書面により特別に認めない限り、すべての陸上競技用シューズは、本規程 9.3 項および 9.4 に定める測定点において、本規程 8.4.4 項の適用を受け、かつ付属書 2 の表に記載された最大ソール厚の制限を満たさなければならない。2024 年 11 月 1 日以降、付属書 2 に記載された新しい最大ソール厚の制限を超える陸上競技用シューズは承認されず（従来の承認は失効）、WRk 競技会で着用することはできない。
- 8.2 陸上競技用シューズのソール全体または一部には、溝、突起、くぼみ、突起または突出部を設けることができる。トラックでの着用を目的としたスパイクやトラックシンプレート

を備える陸上競技用シューズについては、スパイクピンを装着するために設計された受け部（ソケット）、またはスパイクを含まないトラクションプレートの突起や突出部もソールに含まれ、本規程 8.3 項および 8.4 項に基づくソールの厚さを測定する際にはこれらも含めて測定する。

- 8.3 ソールの厚さは、本規程 8.4 項に定義されているとおり、シューズの前足部中心および踵部中心において、シューズの内側上面から外側下面の平面までの距離として測定される。この測定は、シューズを硬く平坦な基板上に置いた状態で行い、本規程 8.4 項に規定された測定点において、内側から基板までの距離を測定する。この測定には、本規程 8.2 項に定めるソール上の構造要素も含まれる。
- 8.4 陸上競技用シューズの前足部の中心とは、シューズの内寸の 75% の位置における中心点を、踵部の中心とは、内寸の 12% の位置における中心点をいう。ただし、以下の通り、技術的要件の適合性を判断する際には、以下の基準を適用する。
 - 8.4.1 付属書 1 に定める承認手続においては、標準サンプルサイズとしてソール長 270mm（すなわち、シューズサイズ：US 8.5、EUR 42、UK 8）のシューズについて、内寸の 75% および 12% の位置におけるソールの厚さが、付属書 2 に定める最大ソール厚の制限を越えてはならない。
 - 8.4.2 本規程 12.3 項に基づき、独立機関による検査および調査の対象となる陸上競技用シューズについては、本規程 8.4.4 項に定める当該ソール長の 75% および 12% の位置におけるソールの厚さを測し、最大ソール厚に対して 5% の測定許容差（例：最大ソール厚 20mm の場合は 1mm、40mm の場合は 2mm）が容認される。
 - 8.4.3 本規程 8.2 項に定めるソール上の構造要素が、前足部内寸の 75% の位置および踵部内寸の 12% の位置から外れた位置にある場合は、ソールの厚さの測定に影響を及ぼす可能性がある（例：スパイクプレートの受け部が測定点の外にある場合やトラクションプレートの突起が測定点の外側に大きく突出している場合）。
 - 8.4.4 WA は、標準サンプルサイズ（ソール長 270mm、US 8.5、EUR 42、UK 8）を超えるサイズの陸上競技用シューズには、同一のメーカーおよびモデルの標準サンプルサイズのシューズよりも、わずかに厚いソールのシューズがあることを認める。このようなソール厚のわずかな増加は、シューズのサイズが大きいことのみ起因するものであり、本規程の遵守状況を確認する際には考慮対象外とする。
- 8.5 別途通知があるまでの間、特別な事情があり、かつ CEO（またはその指名者）が書面により特別に合意しない限り、WRk 競技会で着用が提案されるすべての陸上競技用シューズは、以下の要件を満たさなければならない。
 - 8.5.1 スパイク付でない陸上競技用シューズには、剛性構造体は 1 つまでしか含めてはならない。
 - 8.5.2 本規程 8.5.1 項に定める 1 つの剛性構造体は、ソール全体にわたって配置することも、ソールの一部のみ配置することもできる。
 - 8.5.3 スパイク付の陸上競技用シューズには、ソールの外側下面にスパイクを装着するため剛性構造体、またはトラック上での安定性およびグリップを目的として設計されたトラ

クシヨンプレート（スパイクを有しない）を追加で含めることができる。この構造体は、ソール全体にわたって配置することも、ソールの一部のみに配置することもできる。 **但し、構造体が靴の中央部にまで延びてはならない。**

8.5.4 本規程 8.5.1 項および 8.5.3 項に定める剛性構造体は、単一または複数の部品から構成されるかを問わず、以下の要件を満たさなければならない。

- ・構造体同士が重なってはならない。
- ・複数の部品から構成される場合、それらが互いに重なってはならない。
- ・ループ、コイル、蛇腹構造、同心円構造の構造であってはならない。
- ・他の剛性構造体と接続してはならず、他の剛性構造体の延長であってはならない。

また、本規程 8.5.1 項に定める剛性構造体は、一体型または複数の部品から構成されるかを問わず、陸上競技用シューズのソールの曲率に沿った同一平面上に配置されなければならない（例：積み重ねたり、重ね合わせたりしてはならない）。

8.5.5 いかなる種類のセンシング技術やインテリジェント技術も組み込んではならない。ただし、TR6.4.4 に基づき、競技者が個人で携行または装着する心拍計、速度・距離測定器、またはストライドセンサーはこの限りではない。

8.5.6 陸上競技用シューズのソールの最大厚は、本規程 8.4 項に定めるソール上の測定箇所において、または付属書 1 に定める承認手続の目的において付属書 2 に規定された最大ソール厚の制限を超えてはならない。

~~8.6 本規程 8 条に定める要件を含むこれらの規則は、マウンテンレースおよびトレイルレース、ならびに 2026 年 3 月 31 日以降はクロスカントリー競技において着用される陸上競技用シューズには適用されない。~~

9. 陸上競技用シューズ：スパイク（Athletic Shoes: Spikes）

9.1 陸上競技用シューズのソール（踵部を含む）は、最大 11 本のスパイクピンを装着できる構造とすることができる。

9.2 装着できるスパイクピンの数は最大 11 本までとする。但し、スパイクピンの装着可能な位置は 11 か所を超えてはならない。

9.3 屋外トラックにおいては、各スパイクピンのソールまたは踵部からの突出するスパイクピンの長さは、最大 9 mm までとする。但し、走高跳およびやり投においては、最大 12 mm とする。屋内トラックにおいては、スパイクピンの長さは最大 6 mm までとし、トラック製造業者または競技場・会場管理者が 9 mm までを許可する場合はこの限りではない。スパイクピンは、少なくとも先端に近い半分の長さが、一辺 4 mm の正方形のゲージを通過する構造でなければならない。トラック製造業者または競技場・会場管理者が、より短い上限の長さを定めたり、特定の形状や種類のスパイクピンの使用を禁止したりする場合は、その規則が適用され、競技者には事前に通知されるものとする。トラックの表面は、本規程 9 条に基づき許可されるスパイクピンの使用に適したものでなければならない。

9.4 クロスカントリー競技においては、特定の規則の適用により、コースの路面状況に応じてスパイクの長さおよび幅の増加が認められる場合がある。

10. 独立機関 (Independent Body)

- 10.1 本規程に従い、独立機関は、最高責任者 (CEO) (またはその指名者) の書面による指示に基づき、以下の責務を担う。
 - 10.1.1 シューズメーカーが提出した陸上競技用シューズまたは承認シューズに関する技術仕様および関連情報を、本規程に定める技術要件に照らして適用すること。
 - 10.1.2 WRk 競技会において競技者が着用した状態の陸上競技用シューズまたは承認シューズが、本規程 8 条に定める技術要件を満たしているかどうかを審査・評価すること (必要に応じて、当該シューズを切断することを含む)。
 - 10.1.3 WA と連携し、意見を求め、審査および評価の結果を報告するとともに、CEO (またはその指名者) から随時指示されるその他の任務を遂行すること。

11. 承認シューズの入手要件 (Availability of Approved Shoes)

- 11.1 承認シューズは、WRk 競技会に参加するすべての競技者が購入可能でなければならない。承認シューズが購入可能であることの確認手続については、付属書 3 に定める。

12. 遵守 (Compliance)

- 12.1 WRk 競技会において審判長を務める者は、本規程に関する違反または不遵守の疑い、あるいは実際の違反を確認した場合は、まず、シューズコントロール・オフィサー担当者へ報告し、本規程 12.10 項に従って対応しなければならない。
- 12.2 統括団体、競技会主催者、シューズコントロール・オフィサー、または懲戒担当者の指示により、競技者は、WRk 競技会に出場する前に、着用予定の承認シューズをシューズ申告書により申告し、確認することが求められる場合がある。
- 12.3 シューズコントロールは、競技者が競技を終えた後にのみ実施されなければならない。競技開始前にコールルームにおいて実施してはならない。シューズコントロールの対象となる競技者は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - 12.3.1 シューズコントロール・オフィサーからの合理的な指示に従うこと。
 - 12.3.2 求められた場合には、陸上競技用シューズをシューズコントロール・オフィサーに提出すること。シューズコントロール・オフィサーは、シューズコントロールにより収集した情報を WA に提出する。
 - 12.3.3 競技終了後、シューズコントロール・オフィサーまたは懲戒担当者から要請があった場合には、本規程 12.13 項に従い、独立機関による更なる検査および調査 (必要に応じて陸上競技用シューズの切断を含む) のために、当該シューズを提出すること。
- 12.4 本規程で想定していない影響をシューズメーカーに及ぼす、または追加の義務を課す可能性があるシューズコントロール手順の変更の提案については、事前に WFSGI を通じて通知されなければならない。但し、このことは WA が本規程に整合する範囲で、シューズコントロールに関するガイダンス、情報および手順を緊急に公表する権利を制限するものではない。

- 12.5 競技者が世界記録（TR.31 および TR.32 に定める）を達成した場合、当該競技者は本規程 12.3 項に定める完全な手続の対象となる。但し、U20 世界記録については本規程 12.3.3 項に定める手順の適用対象外とするが、U20 世界記録として認定されるためには、当該競技者が承認シューズを着用している必要がある。
- 可能な限り、WA は世界記録を達成した競技者が使用した陸上競技用シューズを破壊しないで済むよう、あらゆる合理的な手段を講じるものとする。これには、当該競技者が世界記録達成時に使用したシューズの部品または同一モデルの提供を、関係するシューズメーカーに依頼することが含まれる。但し、当該シューズが本規程に適合していることを確認するために、必要に応じて当該シューズを切断したり、またはその他の検査を実施したりする場合がある。
- 12.6 競技者は、ウォームアップエリア、コールルームおよび競技エリアにおいて、常に自分の陸上競技用シューズを所持していなければならない。いかなる場合でも、競技者サポートスタッフに当該シューズを渡したり、観客席に投げ入れたりしてはならない。この義務は、競技終了後であっても、競技後のすべての手続が完了するまでは継続して適用される。
- 12.7 シューズコントロール・オフィサーは、陸上競技用シューズまたは特定の技術が、本規程の文言または趣旨に適合していないと判断する合理的な理由がある場合、本規程 12.8 項～12.10 項に基づいて対応することができる。
- 12.8 WRk 競技会の前または競技中において、陸上競技用シューズの承認状況が確定していない、またはその他の理由により不明確な場合、シューズコントロール・オフィサーは、その裁量により、以下の手順に従って競技者の参加を許可することができる。競技終了後、当該シューズはシューズコントロールを受けなければならない。競技者は本規程 12.3 項に基づき、更なる検査および調査のために、当該シューズをシューズコントロール・オフィサーに提出しなければならない。シューズコントロール・オフィサーが本規程 12.8 項に基づき競技への参加を許可した場合、当該競技者の記録は「非公認（UNC TR5.2）」として分類される。
- 12.9 陸上競技用シューズが独立機関による更なる検査および調査のために提出された場合、本規程 12.9 項に基づく検査および調査が完了するまでの間、当該競技者は当該シューズまたは技術を WRk 競技会で使用してはならない。シューズコントロールの際に陸上競技用シューズが識別できない場合、識別のための後続手続が完了するまで、当該シューズは未承認シューズではないものとして暫定的に分類される。必要に応じて、WA は当該シューズの識別のために、競技者代理人やシューズメーカーへの照会を含む合理的な措置を講じることができる。
- 12.10 競技者が WRk 競技会に出場し、当該競技用シューズを識別する手続を行った結果、当該シューズが未承認シューズであることが判明した場合、シューズコントロール・オフィサーは審判長にその旨を通知し、審判長は本規程 13.1 項に基づき当該競技者を失格とする手続を行うものとする。
- 12.11 本規程 12.8 項に基づきシューズコントロール・オフィサーが裁量により競技者の出場を許可した場合、当該競技者が同一種目の後続ラウンドや同一競技会の他の種目に出場する予

定があるときは、シューズコントロール・オフィサーは、当該競技者が各競技で当該陸上競技用シューズを使用できるようにするものとする。競技会中の当該シューズの使用方法、時期および条件については、関係する審判長と協議の上、シューズコントロール・オフィサーの裁量に委ねられる。

- 12.12 上記の権限に加え、懲戒担当者は、合理的に行動することを前提として、以下の権限を有する。
- 12.12.1 審判長に対し、本規程 12.7 項～12.9 項に基づいて行動するよう指示すること。
 - 12.12.2 競技者に対し、いつでも、審判長またはシューズコントロール・オフィサーに陸上競技用シューズを提出し、更なる検査および調査を受けるよう指示すること。
 - 12.12.3 当該陸上競技用シューズがまだ提出されていない場合、または更なる検査および調査を受けていない場合、競技者に対して当該シューズを提出し、更なる検査および調査を受けるよう要求すること。
- 12.13 ワールド・アスレティックス・シリーズ、世界陸上アルティメット選手権大会またはオリンピック競技大会において、本規程 12 条に該当するいかなる状況が発生した場合であっても、WA は、競技者に不利益を及ぼす可能性のある決定を下す前に、問題となる陸上競技用シューズを特定するため、競技者代理人またはシューズメーカーへの連絡を含むがこれに限定されない合理的な措置を講じるものとする。なお、このことは、シューズメーカーが自社の陸上競技用シューズを識別可能な状態にする義務を負わないことを意味するものではない。
- 12.14 本規程 12.7 項および 12.9 項が適用される場合、陸上競技用シューズを WA または独立機関に送付し、更なる検査および調査を行うための送料は、競技会主催者が負担するものとする。競技会主催者は、当該シューズを最高責任者（またはその指名者）が通知した住所に直ちに送付し、発送書類および追跡番号の写しを提供しなければならない。検査および調査が完了した後、WA は、可能な限り当該シューズを競技者に返却する手配を行うものとする。

13. 違反および制裁 (Breaches and Sanctions)

- 13.1 WRk 競技会において、競技に参加した競技者がシューズコントロール・オフィサーにより未承認シューズを着用していたことが確認された場合、審判長は当該競技者を失格としなければならない。
- 13.2 競技者が以下のいずれかに該当する場合、「紛争および懲戒手続規則 (WA:D5.2 the Disputes and Disciplinary Proceedings Rules)」に従い、調査、評価、および必要に応じた制裁のために、懲戒担当者に付託されなければならない。
- 13.2.1 シューズコントロール・オフィサーにより、本規程に適合しない競技用シューズを着用していると確認された場合
 - 13.2.2 本規程に基づく審判長またはシューズコントロール・オフィサーの指示または命令に従わなかった場合
 - 13.2.3 要請されたにもかかわらず、シューズコントロールに出頭しなかった場合

- 13.3 競技者がすでに競技に出場し、本規程 13.1 項 に基づき審判長により失格とされた場合、または「紛争および懲戒手続規則」に基づき失格とされた場合、その失格は同規程に定められたとおりすべての結果を競技者にもたらず。
- 13.4 加えて、競技者代理人や加盟団体が本規程（または本規程の発効前に有効であった、TR5 またはそれに関連する規則を含む）に違反する行為を行っている、または行っていたことが判明した場合、あるいは本規程に反するその他の行為または不作為を行った場合には、本規程 13.2 項および 13.3 に基づき、当該事項は懲戒担当者に付託され、「紛争および懲戒手続規則」に基づく調査、評価、および必要な制裁が行われるものとする。さらに、以下の措置を含むがこれに限定されない措置が講じられる場合がある。
- 13.4.1 陸上競技用シューズまたは承認シューズを、不適合シューズまたは未承認シューズとすること。
- 13.4.2 当該シューズを承認シューズリストから削除するよう命じること。
- 13.4.3 シューズメーカーによる競技用シューズの承認申請の提出を、相当期間停止すること。
- 13.5 懲戒担当者は評価を行うにあたり、違反の重大性、故意の有無、初回か再犯か、ならびに制裁措置と当該行為との均衡性を考慮しなければならない。
- 13.6 懲戒担当者は、それが適切と判断した場合、本規程 13 条に基づいて適用された制裁措置の理由を発表、公表、またはその他の方法で通知することができる。
- 13.7 懲戒担当者は、本規程に基づく措置に加え、対象者による本規程の潜在的な違反について、アスレティックス・インテグリティ・ユニット（the Athletics Integrity Unit）に付託することができる。
- 13.8 対象者による本規程の潜在的な違反は、「インテグリティ行動規範（WA：D1.1 the Integrity Code of Conduct）」違反に該当する懸念があり、本規程 12 条および 13.1 項～13.4 項に基づく措置に加えて、「アスレティックス・インテグリティ・ユニット通報・調査・訴追規則（非ドーピング）（WA：D4.1 the Athletics Integrity Unit Reporting, Investigation and Prosecution Rules (Non-Doping))」に基づく同ユニットによる調査および訴追の対象となる可能性があるほか、「懲戒・上訴裁定所規則（WA:D5.1 the Disciplinary and Appeals Tribunal Rules に基づく手続の対象となる可能性がある。

新しい陸上競技用シューズの承認手続 (New Athletic Shoes Approval Process)

1. WRk 競技会で着用が予定されている新しい陸上競技用シューズまたは開発用シューズ*は、当該シューズメーカーが、当該メーカーに雇用または契約された申請担当者を通じて、専用の「ワールドアスレティクス・シューズ承認プラットフォーム (以下「プラットフォーム」) (the dedicated World Athletics shoe approval platform (the Platform'))」において必要事項を記入の上、WA に申請しなければならない。郵送または電子メールによる申請は受け付けられない。同時に、シューズメーカーは当該陸上競技用シューズまたは開発用シューズのサンプルを独立機関に提出しなければならない。
2. プラットフォームは、陸上競技用シューズの承認申請の審査を行う目的において、機密性を有するものとみなされる。WA またはシューズメーカーは、プラットフォーム上でのやり取り (例：チャット機能の内容) や WA がプラットフォーム上で提供した情報を、公開文書として公開したり、プレスリリース、メディアリリース、マーケティングキャンペーン、その他の対外的なコミュニケーションにおいて使用したりしてはならない。但し、WA による「承認シューズリスト」の公表やシューズメーカーによる当該シューズの宣伝・販売を制限するものではない。
3. シューズメーカーは、プラットフォーム上で提供される所定のフォームに、必要なすべての情報 (固有のモデル名やモデル番号。当該モデル番号はシューズのいずれかのラベルに明示されていなければならない) を記載し、あわせて関連するすべての補足資料 (指定されたフォーマットおよび位置によるシューズの写真および図面を含む。外側側面図および裏面 (ソール) の位置を示す写真を含む) を提出しなければならない。これらの情報および資料は、WA の要請に基づき、「承認競技用シューズリスト」への掲載に使用される。
4. WA は WFSGI との協議を経て、承認手続に関して独立機関に適用される指定のサービスレベルおよびタイムラインを設定する。承認された場合、WA は当該承認シューズまたは開発用シューズを「承認シューズリスト」に掲載する。なお、前項 3 において言及された外側側面図および裏面 (ソール) の位置を示す写真は、当該リストへの掲載に使用される。
5. 承認された場合、当該シューズは、「承認シューズリスト」に記載された日付以降に限り、WRk 競技会で着用できる。それ以前の着用は認められない。シューズメーカーの技術情報や専有情報が公開されることはない。

6. 申請が本規程 6 に基づく競技者用カスタマイズに関連するものである場合、競技者の状態に関する関連医療情報、およびカスタマイズが必要な理由を明示し、特定された医療上の問題に対応する医師の診断書、報告書または助言などを WA が指定するアドレス宛に電子メールで提出しなければならない。承認された場合は、シューズメーカーまたは該当する場合は競技者本人に対し、書面により直接通知される。
 7. WA は、WFSGI を通じてシューズメーカーと協議し、適切な通知を行った上で、承認手続の実施に関して必要と認められる措置を講じる権利を有する。これには、技術の活用（固有コード、認証マーク等）を含み、これらを遵守することは本規程の一部を構成する。
 8. WA は、承認手続、本規程 10 条に規定される独立機関の機能、およびシューズ管理手続を、これらの特定の手続を管理するための単一の独立機関に委託する権利を有する。WA がこの権利を行使する場合は、潜在的な提供者からの提案依頼や入札のための公開手続を実施する
- * 競技者がスポーツメーカーの関与なしに自己の競技用シューズのカスタマイズを手配する場合は、当該競技者が本規程 6 条に従い、当該カスタマイズについて WA の承認を得る責任を負うものとする。

付属書 2

陸上競技用シューズ ソールの厚さ表 (Athletic Shoe Sole Thickness Table)

競技種目	ソールの最大厚さ	競技種目
トラック種目 (競歩を除く) 跳躍種目 やり投	スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ： 20mm	すべての跳躍種目では、前足部中央のソールは踵中央のソールより高くなつてはならない。 (本規程 8.3 項および 8.4 項参照：シューズ内部の長さの 12%と 75%の位置)。
競歩種目 (トラック、道路) 道路競走種目	40mm	

本規程（疑義を避けるため付言すれば、付属書 2 の「陸上競技用シューズ ソールの厚さ表」および規程 8 条に定める要件を含む）は、砲丸投、円盤投、ハンマー投、クロスカントリー、ならびにマウンテンレース・トレイルレースにおいて着用される陸上競技用シューズには適用されない。従って、これらの種目で着用される陸上競技用シューズは、必ずしも承認シューズリストに掲載されていない場合がある。

市販シューズ (Available Shoes)

1. 競技者が WRk 競技会において市販シューズの着用を希望する場合、当該シューズは、当該競技者が当該シューズを初めて着用しようとする WRk 競技会の開始日の前日時点で、当該シューズメーカーから購入可能でなければならない。
2. 陸上競技用シューズの承認を申請する際、シューズメーカーは、当該シューズの入手可能性に関する情報（購入可能な場所、購入方法、在庫数など）を提供しなければならない。要求された情報が提供されない場合、当該シューズは承認されず、承認競技用シューズリストに掲載されないため、WRk 競技会において着用することはできない。
3. 市販シューズは、シューズメーカーの販売チャネル（実店舗、ブランド公式ウェブサイトやアプリ、電子商取引（予約販売期間を含む））を通じて購入可能となった時点で、購入可能と見なされる。
4. 市販シューズは、在庫状況（サイズ展開を含む）、サプライチェーン、および製造スケジュールの影響を受ける。シューズメーカーは、販売可能であったにもかかわらず市販シューズが売り切れとなった場合は、当該シューズを再入荷する義務を負わない。
5. 市販シューズが購入できなくなった場合（例：再入荷待ちによる売り切れ、販売終了、シューズメーカーに影響を及ぼすサプライチェーンの問題、配送上の問題等）、当該シューズメーカーが当該シューズの新たな在庫を供給できるかどうかに応じて、当該シューズの購入を希望する競技者は、再入荷を待つか、代替となる市販シューズを購入することができる。
6. WA は、市販シューズが購入可能であることを、または過去に購入可能であったことを確認するために、シューズメーカーに対してその証拠の提出を求めることができる。
7. CEO（またはその指名者）は、WFSGI からの書面による要請に基づき、スポーツ用品業界の合理的な管理のおよばない事情によって、シューズメーカーが付属書 3 に従って市販シューズを提供することができない場合、CEO（またはその指名者）が納得できる合理的な努力を当該シューズメーカーが払ったと判断されるときは、付属書 3 に定める要件の一部または全部を一時的に免除することができる。

開発用シューズ (Development Shoes)

1. 本規程 7 条および本付属書に定める特定の要件を除き、開発用シューズの承認手続は、付属書 1 に定める手続に従うものとする。
2. 開発用シューズが承認された場合、WA は、承認された当該開発用シューズを承認競技シューズリストに掲載し、着用開始日および承認の有効期限（最長 12 ヶ月以内）を明記する。有効期限の経過後、または有効期限前に開発用シューズの使用が終了した場合、当該競技シューズは開発用シューズとしての資格を失い、承認競技シューズリストから削除され、WRk 競技会においては着用することはできなくなる**。尚、一度承認された開発用シューズは、再度、開発用シューズとして申請することはできない（即ち、WA は開発用シューズに対し一度限りの承認しか与えない）。
3. シューズメーカーが開発用シューズの最終版（性能試験や安全性試験などに合格したもの）を製造し、販売することを決定した場合、その最終版が新しい競技用シューズとなり、シューズメーカーは、本規程 5 条および付属書 1 に従い、新しい陸上競技用シューズとして別途承認申請を行わなければならない。
4. 開発用シューズおよび市販シューズは、明確に識別可能であるよう、異なるモデル名およびモデル番号／コードを有するものとする。

**本規程 7 に従い、開発シューズはオリンピック、ワールド・アスレティックス・シリーズ、または世界陸上アルティメット選手権大会では着用できない。